

錦江町農業委員会総会議事録

○ 開催日時 平成26年 2月20日(木) 午後2時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長 宿利原勝吉

会長代理 近川 正人

委員 2番 鈴 一磨

〃 3番 東郷 輝昭

〃 4番 木原 光郎

〃 5番 厚ヶ瀬博文

〃 6番 黒瀬 正

〃 7番 牧原 昇

〃 8番 鍋 康博

〃 9番 樋渡 俊信

〃 10番 平原 栄 欠席届出有り

〃 12番 貫見 和洋

〃 13番 鮫島 廣幸

〃 14番 猪鹿倉昭雄

〃 15番 落司 順一

〃 16番 畠中 正秋

〃 17番 寺田 郁哉

〃 18番 安水 義文

〃 19番 徳永 哲朗

〃 20番 基 岸澄

欠席委員 10番 平原 栄

事務局職員 事務局長 坂元博美 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○ 議事日程

1、開 会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第42号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更・除外)について

議案第43号 農地法第3条許可申請について

議案第44号 農地法第4条許可申請について

議案第45号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について

議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議案第47号 非農地証明願いについて

議案第48号 錦江町農業委員会に対する事務委任規則の一部改正について

議 長 只今より平成25年度第11回錦江町農業委員会定例総会の会議を開会いたします。

本日の総会は、平原委員から欠席の届け出がありました。委員20名中19名の出席で、定足数に達しており、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に6番黒瀬委員と7番牧原委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議 長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

委 員 (委員からの発言なし)

議 長 ないようでありますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

「議案第42号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更・除外）について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは「議案第42号 錦江農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更・除外）について」説明いたします。

初めに、用途区分の変更について説明いたします。資料は、3ページからになります。

この件につきましては、錦江町長へ申し出のあった農業振興地域（農地利用計画）変更申出のうち、用途区分変更に係る2件について、2月5日付で、農業委員会に対して町長から意見を求められているものであります。

まず、1件目につきましては、畜舎増設のために畑の一部を農業用施設用地に用途変更するものです。

申請者は、K・Kさん、K自治会の方です。

この件につきましては、補助事業の関係で急を要するとのことで、農地法第4条による転用の許可申請も出されておりますので、この後の議案第44号で審議をしていただきます。

申請地は、神川字丸尾7409番24、地目は台帳現況ともに畑、地籍は3、618㎡であります。このうち1,614㎡を農業用施設用地とすものです。

2件目につきましては、畜舎建設及び運動場整備のために畑の一部を農業用施設用地に用途変更するものです。

申請者は、S・Mさん、K自治会の方で、申請地は、SさんがK市在住のH・Kさんから借地しているところで、本件については、土地所有者であるHさんも同意申請人となっています。

申請地は、神川字中平4466番、地目は台帳現況ともに畑、地籍は3、092㎡であります。このうち2,330㎡を農業用施設用地とすものです。

この件につきましては、今後、農地法第5条による転用申請が出されることとなります。

受付番号791号と792号の事業計画の概要等につきましては、それぞれ資料を添付してありますので、確認してください。

これら2件に関する担当調査委員は、19番の徳永委員です。

事務局 次に、除外について、説明いたします。

この件につきましては、錦江町長へ申し出のあった農業振興地域（農地利用計画）変更申出のうち、除外に係る3件について、2月5日付で、農業委員会に対して町長から意見を求められているものです。

事務局

変更の理由及び内容につきましては、いずれも、太陽光発電設備設置のために現況の畑から太陽光発電施設用地へ変更するものであります。

また、代替地についての検討結果及び農用地転用許可申請にかかる農業振興地域除外についての周辺農地所有者の同意の他、事業計画の概要等についても、それぞれ、資料を添付してありますので、確認をお願いします

1件目について説明いたします。

総会資料の18ページからになります。

申請者は、Tさん、O市に拠点を置く事業体です。

申請地は、

・神川字上小牧5988番3、地目は台帳は原野で現況は荒地、地籍は5, 285㎡

次が、神川字上小牧5988番2、地目は台帳現況ともに畑、地籍は4, 084㎡

次が、神川字上小牧5997番2、地目は台帳現況ともに畑、地籍は7, 157㎡で

3筆の合計は、16, 526㎡となっています。

この件に関する担当調査員は、11番の宿利原委員です。

2件目は、総会資料の25ページからになります。

申請者は、I・Yさん、B自治会の方です。

申請地は、

・田代麓字荒田原4586番15、地目は台帳が山林で現況は畑、地籍は3, 580㎡

次が、田代麓字荒田原4586番14、地目は台帳が山林で現況は畑、地籍は3, 557㎡

次が、田代麓字荒田原4586番123、地目は台帳が山林で現況は畑、地籍は2, 343㎡で、3筆の合計は、9, 480㎡となっています。

事務局

3件目は、総会資料の32ページからになります。

申請者は、除外に係る1件目と同じ、Tさんです。

申請地は、

・田代麓字荒田原4586番63、地目は台帳が山林で現況は畑、地籍は1, 061㎡

次が、田代麓字荒田原4586番65、地目は台帳が山林で現況は畑、地籍は3, 193㎡

次が、田代麓字荒田原4586番70、地目は台帳が山林で現況は畑、地籍は3, 031㎡

次が、田代麓字荒田原4586番16、地目は台帳現況ともに畑、地籍は4, 601㎡

次が、田代麓字荒田原4586番64、地目は台帳が山林で現況は畑、地籍は3, 143㎡

次が、田代麓字荒田原4586番66、地目は台帳が山林で現況は畑、地籍は4, 614㎡

次が、田代麓字荒田原4586番54、地目は台帳が山林で現況は畑、地籍は4, 575㎡

次が、田代麓字荒田原4586番5、地目は台帳現況ともに畑、地籍は1, 988㎡

次が、田代麓字荒田原4586番6、地目は台帳現況ともに畑、地籍は1, 519㎡

次が、田代麓字荒田原4586番19、地目は台帳現況ともに畑、地籍は1, 021㎡

次が、田代麓字荒田原4586番20、地目は台帳現況ともに畑、地籍は2, 00㎡

で、11筆の合計は、28, 748㎡となっています。

続けて説明いたしましたが、2件目、3件目に関する担当調査員は、3番の東郷委員です。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、徳永委員から順次、調査報告をお願いいたします。

初めに、用途区分変更についてを、19番徳永委員、お願いいたします。

19番
徳永委員

はい。

用途区分変更の1件目のK・Kさんですが、現在の牛舎を増築するという計画です。

現在の牛舎は、自分の畑の中にあるんですけども、畑3, 618㎡のうちの一部

1, 614㎡を用途変更して、そこに牛舎を建てるということです。

近辺の状況は、本人の家が畑の隣にありまして、他は町道と二方を山に囲まれておりますので、近辺には何ら影響はないと思います。

本人は認定農家でもあり、畜産の他、畑の管理、田んぼの管理も良くされておりまして、意欲ある青年で、今後も農業経営に精進していくものと思っておりますので、この農地用途区分の変更は認めても良いと考えております。

19番 徳永委員 次の S・Y さんも畜産を中心にして働いておられる農業青年です。現在の牛舎は、K の集落の中にありますので、環境上あまり良い場所ではありません。周りは住宅街です。その所に牛を増頭したいという意向を持っておりまして、現在借りている H さんの畑のところに作ろうという計画です。新しく作る場所は、周囲は畑もありますが、町道に面しているということやら山林あるいは植林地に囲まれていて、家もありませんし、近辺に影響を与えるような場所ではないという風に考えております。環境上の問題もあって、現在の牛舎を移設するというということですので、認めざるを得ないという風に考えております。 以上です。

議長

ありがとうございました。
次の、除外の1件目につきましては、11番の宿利原が報告いたします。

11番 宿利原委員

この土地は、S 集落の方から奥の方に入って行った、O・Y さんの T の近くの土地でございます。太陽光発電の設備を設置するために、除外の申請が出ております。この土地は、C・M さんの畑と O・Y さんの原野で、周りは山と T しかなくて、除外に関しては何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長

次に、除外の2件目と3件目についてを、3番東郷委員、お願いいたします。

3番 東郷委員

はい。
2件目の I さんの分は、以前、売買のあっせん申し出があったんですが、売れなかった所で、そこに今度、太陽光発電設備設置の方向で検討が進んでいるところです。ここの隣は、前回、K・S さんの分が、話が進んだところです。現状を見たところ、傾斜地で、幅も狭くて、荒れていますので、これは仕方がないんじゃないかと思っています。

3件目の方も、2件目に隣接する地域で、荒地になっておりますので、4人の地権者の農地に太陽光発電施設を設置するという形の申請です。
以上です。

議長

ありがとうございました。
ただ今、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、議案第42号について、質問、異議等はございませんか。

7番 牧原委員

田代のですよ、この除外申請なんですけども、この地図で見れば、ここら辺はどうなんですか、一種農地ですか。農地としては、農地がいっぱいある場所のようだけど・・・。

事務局

あのう、前回、K・S さんが太陽光発電で申請された場所と同じ並びで、8ha未満で二種農地になります。隣の集団地との間々に、山が入って来てますので、農地が繋がらないということで、農地の繋がりが切れるということで、この部分の面積は、全体で8ha位になります。

14番 猪鹿倉委員

茶畑じゃったたっどんな、周りが山になってしもうて・・・

7番 牧原委員

そげな感じ、じゃらいなあ・・・

8番 鍋委員

航空写真上は、茶畑だけど、現実には・・・

事務局

前、転用申請のあった K・S さんのところの農地、茶園以外は、ほとんどが狭い段々畑みたいところです。今回申請のところもですね。だいたいお茶の周りが2haから3ha位だったりとか、長さが短かったりとか、条件等が得意なところです。

7番 牧原委員

こうして見れば、良か畑がずんばい有いごたっどんね

事務局

写真で見れば、傾斜地というのが分かると思ううんです。

7番 牧原委員 | はい、ありがとうございます。

18番 安水委員 | いいですか。
この K・K さんのところなんですけど、写真で見ますと一個所牛舎みたいなやつがあるんですが、この近くにできる……

7番 牧原委員 | こいの並びやっどね。
8ページの写真の畑の上ん方に屋根が写ってるけども、こいが今の牛舎で、これのもう一つ下の方に作るんですよ。

18番 安水委員 | この牛舎については、前も出たとけな。

事務局 | 既設の牛舎についてはですね、200㎡未満の牛舎・畜舎で、農業委員会の転用の許可は必要なかったんですが、農振農用地になっていて、用途区分変更をしないといけないということを本人も知らずにですね、してたので、今回、併せて用途区分変更をするところ
です。
ただ、転用の許可については、200㎡未満の農業用施設用地ということで、許可は必要でないということです。
で、今回、また、既設の牛舎の奥に作るんですが、それに合せて200㎡を超えるので、転用の許可申請と同時にですね、農振の用途区分変更を出したところでした。

18番 安水委員 | それともう一つ、 S さんのところなんですけども、ここはたぶん、畜舎を建てるとなると、畑を借りられているということで、また、利用権設定が変わってくるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなんですか。

事務局 | 今後ですね、5条による賃貸借の契約をされて、転用をされる予定です。今は、まだ計画の段階です。
一応、農振の用途区分変更を先に、ということでした。

18番 安水委員 | わかりました。

3番 東郷委員 | 一ついいですか。
このソーラーの関係で、台帳は山で、現況が畑のところ。
台帳が山やっで、問題がないような話も聞くんですけど……

事務局 | 現況主義です。農地法は現況主義ですので、たとえば、現況が非農地化している、非農地と判断されるようなですよ、ところであれば、公簿地目の山と同じで、山扱いしてもいいと思いますが、やはり畑として利用されていれば農地ですので、農地法が適用されます。
現況主義なので、畑で使っていっちゃるところは、転用の許可が必要です。
ここをソーラーにするということは、公簿上の地目とも違うわけですよ、ですから、農振農用地に区分されているところは、必ず除外が必要になります。

議 長 | 他にありませんか。

17番 寺田委員 | 今、このソーラーなんか建つところは、雑種地扱いになっていくんですか。
畑とか、現状で行けば畑にソーラーを作って行けば、そこは今度は雑種地という風に……

事務局 | 課税上は、雑種地扱いになると思います。 たぶん。

18番 安水委員 | 宅地じゃなくて、構造物だということ……

事務局 | はい。

17番 寺田委員 | 雑種地扱いなあ……

18番 安水委員 | ま、畜舎なんかじゃれば、建物の下をしっかりとコンクリートで埋むれば、構造物やっで見なさを……。あいとは違ごとけ……

事務局 | 畜舎は建物なので……。宅地の農業用施設なので……

18番 安水委員 余談なんですけど、この土地、こんだけ広い面積なんですけど、これは全部、自分たちの資金で拓かれたということですか。公的資金は使ってないということ・・・。
今、この田代なんかのこの茶畑は。

事務局 自力です。一部、町の単独のものが入っているとは思いますが。
入植当時、どんな資金で、どげんしたというのは、出てこないです。

18番 安水委員 前、公的資金を使えば、そこは許可は下りないというような感じのこつがあたが、その辺が・・・。
こんだけの広い土地であれば、全部自分達でせらったたろかいち思って・・・。

11番 宿利原委員 地図で見れば、わっぜえ広がりごっあいば、ま、行たってみれば、わっぜえ傾斜で、2、3溝しかねとこいが、連るがって、上から見ればまっすぐしちよいごっあいば、2溝あって、後は岸があって、また次は3溝ばっかいあって。
まこて、こげなとこい、良く作らったもんじゃち、思う位のとこじゃった。

3番 東郷委員 今回のところは、そんな難しい資金を使ったところじゃなくて、もう半世紀前、その前に拓いたところと思います。
機械も入らんとこいやつで、もう、やむを得ないだろうということですよ。

2番 鈴委員 そいで、買手が無かったわけじゃっじやね・・・。

3番 東郷委員 相当回ったたっどんなあ。我家んともたのんじち、逆にたのまれっ。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。
「議案第42号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更・除外)について」を採決します。
お諮りします。 議案第42号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第42号 錦江農業振興地域整備計画の変更(用途区分変更・除外)について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 次に、「議案第43号 農地法第3条許可申請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第43号 「農地法第3条許可申請について」 説明します。
受付番号19号の譲渡人は F・M さん K 自治会の方です。一方、譲受人は F・S さん J 自治会の方です。この申請は、贈与による所有権移転となっています。申請地は、
・城元字天宮ヶ原2019番3、地目は台帳、現況ともに畑、地積は887㎡
次が、城元字鷺ヶ尾2988番2、地目は台帳、現況ともに畑、地積は7,115㎡
次が、城元字渡ヶ迫平2998番、地目は台帳、現況ともに畑、地積は4,939㎡
で、3筆の合計は12,941㎡となります。

譲受人の F・S さんは、F・M さんの後継者として茶の管理作業等に従事されておられます。

S さん名義の農地は、1,124㎡ですが、F 家全体の経営状況は、世帯員4、労働力4で、農用地面積は自作地56,980㎡、小作地1,761㎡となっています。今回の所有権移転は、贈与によるものですが、農地取得要件の下限面積も問題ありません。

農業機械は、トラクターの他、茶園管理に必要な機械等一式を所有されています。また、年間従事ができるよう記載があり、農作業歴は3年となっています。

担当調査委員は、4番の木原委員です。

事務局 | 次の受付番号20号の譲渡人は K・S さん T 自治会の方です。一方、譲受人は K・S さん T 自治会の方です。この申請は、山林との交換による所有権移転となっています。申請地は、
・田代川原字鳥淵上4015番、地目は台帳、現況ともに畑、地積は470㎡です。
譲受人の経営状況は、世帯員2、従事者2、農用地面積は、自作地が5,651㎡で、農地取得要件の下限面積も問題ありません。
農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、バインダー、耕うん機がそれぞれ1台と草払い機が2台となっています。また、年間従事ができるよう記載があり、農作業歴は50年となっています。
担当調査委員は、14番の猪鹿倉委員です。 以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、木原委員から順次、調査報告をお願いいたします。
初めに、受付番号19号についてを、4番木原委員、お願いいたします。

4番
木原委員 | はい。
受付番号19号につきましては、今、事務局長の方から説明がありましたとおり、F・S さんは、F・M さんの娘婿であります。
今年の5月に 1,124㎡は、同一世帯と認めて、贈与を認めた経緯もあります。
今回は、面積が合計で1町歩を超えていますが、今後も順次ですね、贈与税の関係も考慮しながら、名義変更をしていくということでありました。
今回は、何ら問題はないかと思えます。 以上です。

議長 | ありがとうございます。
次に、受付番号20号についてを、14番猪鹿倉委員、お願いいたします。

14番
猪鹿倉委員 | はい。
この K・S さんと S さんは兄弟でございまして、父の代から名義変更するとき間違えて、S さんの方に名義変更されていたそうです。今度、話し合いをされて、二人が同意されて、S さんの方に変更するということです。
畑は S さんが自家用の野菜畑として、以前から作ってこられたそうで、現地も見ましたが、良く管理されていました。
よろしく申し上げます。 終わります。

議長 | ありがとうございます。
ただ今、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、議案第43号について、質問、異議等はございませんか。

委員 | (委員の中から「ありません」の声)

議長 | 異議なしと認めます。
「議案第43号 農地法第3条許可申請について」を採決します。
お諮りします。 議案第43号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第43号 農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 | 次に「議案第44号 農地法第4条許可申請について」を議題とします。
受付番号2号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | 「議案第44号 農地法第4条許可申請について」 説明します。
総会資料の41ページからになりますが、綴じ込み順が違っていますので、まず、46ページをご覧ください。

受付番号2号になりますが、この件につきましては、議案第42号との関連で、先ほども説明申し上げましたとおり、規模拡大を目的に現在の畜舎の隣に、もう1棟畜舎を建設するもので、農地法の施行令、施工規則で、特例として認められている、農業用施設用地として転用の許可を要しない面積200㎡を超えることから、転用の許可を得る必要が出てきたものであります。

担当調査委員は、19番の徳永委員です。 以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、19番の徳永委員、調査報告をお願いいたします。

19番
徳永委員 はい。
先ほど、用途区分変更で審議していただいた案件の関連であります。
先ほどの議案第42号で説明したとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、担当委員から調査報告がありました。議案第44号について、質問、異議等
はございませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。
「議案第44号 農地法第4条許可申請について」を採決します。
お諮りします。議案第44号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第44号 農地法第4条許可申請につい
て」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に「議案第45号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利
用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第45号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用
地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」説明いたします。
資料は、48ページになります。

受付番号10号の譲渡人は K・I さん、K 市在住の方です。
申請地は、
馬場字平和平971番、地目は台帳現況ともに田、地積は 1,386㎡です。
譲受人の A・A さんは、O 自治会の方です。
A さんの経営状況は、世帯員7、労働力4で、自作地が25,555㎡、小作地が
9,955㎡で、露地野菜、茶を主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクター、耕うん機、茶摘採機がそれぞれ1台とトラク
ター、トラックがそれぞれ3台となっています。
担当調査委員は、10番の平原委員ですが、本日は都合により欠席ですので、17番の
寺田委員をお願いします。

受付番号11号の譲渡人は S・H さん、F 県在住の方です。
申請地は、
神川字古迫1341番1、地目は台帳現況ともに畑、地積は 2,447㎡です。
譲受人の N・Y さんは、K 自治会の方です。
N さんの経営状況は、世帯員3、労働力2で、自作地が12,649㎡、小作地が
5,682㎡で、露地野菜を主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機がそれぞれ1台となっていま
す。
担当調査委員は、7番の牧原委員です。

受付番号12号の譲渡人は M・M さん、Y 自治会の方です。
申請地は、
田代麓字山神2670番、地目は台帳は田、現況は農業用施設用地で、地積は
1,214㎡です。
譲受人の M・K さんは、N 自治会の方です。
申請地は、M さんが、M さんから借地して堆肥舎を建設していますが、今回、
堆肥舎施設用地として取得したいとの要望があったものです。
M さんの経営状況は、世帯員3、労働力3で、自作地が22,081㎡、小作地が4
8,487㎡で、肉用牛生産を主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクターが3台の他、トラック、モア、テグダーがそれぞれ
1台となっています。
担当調査委員は、9番の樋渡委員です。 以上です。

議長 　ただ今、事務局から説明がありましたが、寺田委員から順次、調査報告をお願いいたします。
初めに、受付番号10号についてを、17番寺田委員、お願いいたします。

17番
寺田委員　受付番号10号につきまして説明申し上げます。
これは、11月のあっせんに出てきた分でございます。
現地は、丸栄パチンコと上山種苗のところの十文字を園田整骨院に下りる所の50m位
下った右側のハウスが建っている所であります。
先っきも説明がありましたけれども、町が定める下限面積も問題ありませんし、農機具
等の所有、やる気、能力など、Aさんは備えていらっしゃる。耕作されている所
もちよっと回ったんですけれども、本当にきれいに良く整理されておりました。
それに、現在〇〇に勤めている後継者がいらっしゃる。遠くない将来、後継
者になるんだということですが、その後継者というのが、どっちが本業よ、という位、朝
晩茶園を見回ったり、本当にこの所有権移転申請をするにあたって、何も問題はないと思
いますので、よろしく願います。
金額は、全部で〇〇円です。

議長 　ありがとうございました。
次に、受付番号11号についてを、7番牧原委員、お願いいたします。

7番
牧原委員　はい、ご報告をいたします。
この受付番号11号、これは鳥浜の上の方の畑です。
譲り受け人のN・Yさんは、11月に公社の扱いで、基盤強化法でご報告したとお
りの方で、その時と土地の持ち主は一緒なんです。その田んぼに付けてこの畑も売りたい
ということで、若干安くても良いので田んぼに付けて売ってくれということで、約2反
5畝あるんですが、金額は〇〇円です。
N・Yさんは、ハウス、露地野菜と一所懸命、良く手掛けておられます。
10日の日にSさんとNさんは、事務局の方で書類作成も終わっております。
よろしく願いをいたします。

議長 　ありがとうございました。
次に、受付番号12号についてを、9番樋渡委員、お願いいたします。

9番
樋渡委員　説明いたします。
M・Kさんは、10年位前からですね、堆肥舎を作りたいということで、いろんな土
地を探していらっしゃったんですが、便利の良い所が見つからなくてですね、M・Kさん
とM・Mさんは、親戚関係にあつて、M・Mさんの土地を最初は借りていらっ
しゃったんですが、Mさんの方が、けじめをつけてくれということでですね、11月
のあっせんに上がったものです。
金銭面で、いつまでに払ってくれるんかとか、そういうのがはっきりしなかったもんで
すから、数回行きまして、今回これがまとまりまして、今日に至ったんですが、堆肥舎は
5年前に完成しておりまして、利用されております。
その場所はですね、人家からも離れて、周りは山に囲まれている所で、何ら他人に迷惑
をかけるような場所ではありません。
それで、名義変更のことをMさんが言われてですね。値段も大体決まっていた
し、簡単に考えていたんですが、Mさんの都合によって、今月やっと上げられること
になりました。
金額は、全部で〇〇円ということで決まりましたので、これは3月一杯に支払うとい
う話し合いまでつきまして、大丈夫だと思いますので、よろしく願います。

議長 　ありがとうございました。
ただ今、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、議案第45号について、質
問、異議等はございませんか。

2番
鈴委員　受付番号11号は、添え物じゃいかも知れんたっね。

7番
牧原委員　そうです、添え物です。

2番
鈴委員　こいは、全部で〇〇円でしょう。

7番
牧原委員 | ですよ。もう畑もですね、ちょうど、高圧線の電柱が横の方に立ってまして、それに長手で。
もう、いくらでもいいから田んぼに付けて売ってくれと。
その方が売りやすいんじゃないですか、ということで N さんに話をしたら買うということとで処理をいたしました。

議 長 | 他にありませんか。

委 員 | (委員の中から「ありません」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。
「議案第45号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」を採決します。
お諮りします。議案第45号は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、「議案第45号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。

会議資料のとおり、今回は、46筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の調査報告、質疑等を5回に分けて行い、その都度、議決を行いたいと思いますが、よろしいですか。

委 員 | (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 | 異議なしと認めます。
それでは、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号296号から308号までについてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号296号から308号までについて説明いたします。
資料は、51ページからになります。

事務局 | まず、受付番号296号と297号の貸し人は、H・Kさん、M町在住の方です。申請地は、
296号が、田代麓字久木野5177番14、現況地目は田、地積は、1,867㎡
297号が、田代麓字久木野5177番27、現況地目は田、地積は、895㎡で
2筆の合計は、2,762㎡となります。
貸付期間は、平成26年4月1日から平成36年12月14日まで、小作料は10アール当たり3万円となっています。
借り人は、U・Sさん、K自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者2、自作地3,888㎡、小作地19,257㎡で、生産牛を主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、ハーベスター、バインダー、ロールベアラ、ラップマシンがそれぞれ1台となっています。
以下、受付番号305号までの借り人は、U・Sさんですので、経営状況等の説明は省略いたします。

事務局

次の受付番号298号から302号までの貸し人は、U・Sさん、H自治会の方です。申請地は、

298号が、田代麓字久木野5181番6、現況地目は田、地積は、1,838㎡

299号が、田代麓字久木野5191番、現況地目は田、地積は、1,851㎡

300号が、田代麓字久木野5191番1、現況地目は田、地積は、485㎡

301号が、田代麓字久木野5191番5、現況地目は田、地積は、1,206㎡

302号が、田代麓字久木野5191番6、現況地目は田、地積は、707㎡で

5筆の合計は、6,087㎡となります。

貸付期間は、平成26年4月1日から平成36年12月14日まで、小作料は10アール当たり1万円となっています。

次の受付番号303号と304号の貸し人は、M・Kさん、K市在住の方です。

申請地は、

303号が、田代麓字久木野5191番8、現況地目は田、地積は、1,983㎡

304号が、田代麓字久木野5181番5、現況地目は田、地積は、2,082㎡のうち500㎡で、2件の合計は、2,483㎡となります。

貸付期間は、平成26年4月1日から平成36年12月14日まで、小作料は、10

次の受付番号305号の貸し人は、O・Hさん、T自治会の方です。

申請地は、

田代麓字久木野5177番5、現況地目は田、地積は、6,343㎡のうち1,000㎡です。

貸付期間は、平成26年4月1日から平成36年12月14日まで、小作料は、1万円となっています。

続けて説明いたしました、受付番号298号から305号までの担当調査員は、3番の東郷委員です。

事務局

次の受付番号306号から308号までの貸し人は、Y・Sさん、Y自治会の方です。申請地は、

306号が、神川字カヤノ木7468番22、現況地目は畑、地積は、2,355㎡

307号が、神川字カヤノ木7469番15、現況地目は畑、地積は、1,754㎡

308号が、神川字椎木6428番6、現況地目は畑、地積は、3,819㎡で

3筆の合計は、7,928㎡となります。

貸付期間は、平成26年2月20日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で5万円となっています。

借り人は、Y・Mさん、Y自治会の方です。Y・Mさんは、Y・Sさんの息子さんで、後継者として新規就農されたところでありまして、今回、独立して、青果用かんしょを主体とした経営を開始されるものであります。経営状況は、世帯員1、従事者1で、現在は耕作農地はありません。

農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラックがそれぞれ1台となっていますが、農業機械については、親が所有しているものを使用するものと思われま

担当調査員は、11番の宿利原委員です。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。

まず、受付番号296号から305号についてを、3番東郷委員、お願いいたします。

3番
東郷委員

はい、報告いたします。

この貸し人のHさん、Uさん、Mさんは、3人とも年寄りで、後継者もいなくて、U・Sさんに作ってもらわなければ、荒れてしまうということで、気持ちよく了解していただきました。

U・Sさんもちょっと年配ですが、いつまでできるか頑張っていきますということ、気持ちよく引き受けていただきました。

Oさんの分も今までずっとU・Sさんが作って来られたところで、今回、期限が切れることから、これからはまた作るということで了解いただきました。

U・Sさんは、牛の飼料を作られますが、今までも問題はなかったもので、問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。
次の、受付番号306号から308号につきましては、11番の宿利原が報告いたします。

11番宿利原委員 先ほども説明がありましたが、Y・Mさんは、Sさんの長男で、後継者でございます。
お父さんはタバコを作っており、今度、新規でから芋を作ることです。
全ての要件をクリアしておりますので、何ら問題はないかと思われま。

議長 ただ今、受付番号296号から308号について、それぞれの担当調査委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号296号から308号についてを採決します。
お諮りします。議案第46号のうち、受付番号296号から308号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号296号から308号については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 ここで、しばらく休憩にしたいと思います。

(休憩)

議長 休憩前に続きまして、会議を再開します。

事務局 次に「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号309号から322号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号309号から322号について、説明いたします。

事務局 まず、受付番号309号から313号までの貸し人は、N・Kさん、N自治会の方です。申請地は、
309号が、田代麓字原田2993番、現況地目は田、地積は、440㎡
310号が、田代麓字原田2994番、現況地目は田、地積は、703㎡
311号が、田代麓字原田2995番1、現況地目は田、地積は、1,197㎡
312号が、田代麓字原田2996番、現況地目は田、地積は、175㎡
313号が、田代麓字原田2997番、現況地目は田、地積は、1,325㎡で
5筆の合計は、3,840㎡となります。
貸付期間は、平成26年3月1日から平成31年12月14日まで、小作料は 全部で1万9千円となっております。
借り人は、Mさん、N自治会に拠点を置く企業体です。経営状況は、構成員2、従事者2、雇用が8人で750日、自作地3,265㎡、小作地54,682㎡で、甘しょを主体にした経営をされています。
農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、芋掘り取り機がそれぞれ1台となっております。
担当調査員は、12番の貫見委員です。

- 事務局 | 次の、受付番号314号の貸し人は、 T・H さん、 R 自治会の方です。
申請地は、
城元字森山1331番、現況地目は田、地積は、1,792㎡ です。
貸付期間は、平成26年2月20日から平成30年12月14日まで、小作料は
米30kg8袋となっています。
借り人は、 K・H さん、 S 自治会の方です。経営状況は、世帯員4、従事者
3、自作地4,718㎡、小作地10,538㎡で、いんげん、ばれいしょを主体にした
経営をされています。
農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、
動噴がそれぞれ1台となっています。
- 事務局 | 次の、受付番号315号の貸し人は、 M・I さん、 I 自治会の方です。
申請地は、
田代麓字柵木(ウテナギ)1741番、現況地目は田、地積は、240㎡ です。
貸付期間は、平成26年3月1日から平成30年12月14日まで、小作料は
1千円となっています。
借り人は、 K・K さん、 S 自治会の方です。経営状況は、世帯員3、従事者
1、小作地24,050㎡で、野菜、甘しょを主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機がそれぞれ2台
と軽トラック、動噴、コンバイン、いも掘り機がそれぞれ1台となっています。
- 事務局 | 次の、受付番号316号の貸し人は、 M・Y さん、 H 自治会の方です。
申請地は、
田代麓字柵木(ウテナギ)1742番1、現況地目は田、地積は、313㎡ です。
貸付期間は、平成26年3月1日から平成30年12月14日まで、小作料は
1,500円となっています。
借り人は、 K・K さんで、経営状況等につきましては、受付番号314号で説明し
たとおりであります。
続けて説明いたしましたが、受付番号314号から316号までの担当調査員は、15
番の落司委員です。
- 事務局 | 次の、受付番号317号の貸し人は、 M・S さん、 B 市在住の方です。
申請地は、
神川字有村2530番1、現況地目は田、地積は、397㎡ です。
貸付期間は、平成26年2月20日から平成28年12月14日まで、小作料は
4千円となっています。
借り人は、 I・S さん、 K 自治会の方です。経営状況は、世帯員1、従事者
1、自作地5,378㎡、小作地1,016㎡で、生産牛を主体にした経営をされていま
す。
農業従事日数は350日、農業機械の所有状況は、トラクターが3台とモア、管理機、
軽トラックがそれぞれ1台となっています。
- 事務局 | 次の、受付番号318号の貸し人も、 M・S さんです。
申請地は、
神川字北鶴2659番、現況地目は田、地積は、294㎡ です。
貸付期間は、平成26年3月20日から平成28年12月14日まで、小作料は
3千円となっています。
借り人は、 K・S さん、 K 自治会の方です。経営状況は、世帯員3、従事者
2、自作地9,225㎡、小作地1,366㎡で、水稻、玉ねぎ、ソバを主体にした経営
をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、管理機が4台とトラクターが3台の
他、コンバイン、乾燥機、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

事務局 | 次の、受付番号319号の貸し人も、 M・S さんです。
申請地は、
神川字原田3206番1、現況地目は田、地積は、313㎡ です。
貸付期間は、平成26年2月20日から平成28年12月14日まで、小作料は
4千5百円となっています。
借り人は、 M・Y さん、 K 自治会の方です。経営状況は、世帯員3、従事者
3、自作地5、256㎡、小作地10、678㎡で、水稻、じゃがいも、人参を主体にし
た経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクターが2台の他、芋植え機、
管理機、コンバイン、田植機、1トントラックがそれぞれ1台となっています。

事務局 | 次の、受付番号320号の貸し人も、 M・S さんです。
申請地は、
神川字岩ノ上4272番、現況地目は畑、地積は、976㎡ です。
貸付期間は、平成26年2月20日から平成28年12月14日まで、小作料は
5千円となっています。
借り人は、 T・Y さん、 K 自治会の方です。経営状況は、世帯員3、従事者
2、自作地15、617㎡、小作地8、273㎡で、生産牛を主体にした経営をされてい
ます。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機がそれぞれ2台
の他、モア、2トントラック、軽トラックがそれぞれ1台となっています。

事務局 | 次の、受付番号321号から322号の貸し人は、 I・S さん、 K 市在住の方
です。 申請地は、
321号が、馬場字木場ノ上960番1、現況地目は田、地積は、741㎡
322号が、馬場字木場ノ上960番3、現況地目は田、地積は、740㎡ で
2筆の合計は、1、481㎡となります。
貸付期間は、平成26年3月1日から平成28年12月14日まで、小作料は 全部で
3万5千円となっています。
借り人は、 A・H さん、 K 自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者
2、自作地2、568㎡、小作地11、307㎡で、人参、スナップエンドウ、水稻を主
体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラックがそれぞれ
2台の他、管理機、耕うん機、動噴がそれぞれ1台となっています。
続けて説明いたしましたが、受付番号317号から322号までの担当調査員は、19
番の徳永委員です。
以上です。

議 長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいた
します。
まず、受付番号309号から313号についてを、12番貫見委員、お願いいたしま
す。

12番
貫見委員 | はい、報告いたします。
受付番号309号から313号までの借り人は、 M さんでございます。
〇〇の傍らんしょを中心に栽培をされております。認定農家でもございますし、全て
の要件を満たしておりますので、問題はないかと思えます。
終わります。

議 長 | ありがとうございます。
次の受付番号314号から316号についてを、15番落司委員、お願いいたします。

15番
落司委員 | 報告いたします。
受付番号314号の借り人の K さんは、26歳という若い方ございまして、2年
位前から就農されて、田んぼ、畑等を借りていらっしゃいます。
まだ若いし、親と一緒に農業をしていますので、農業機械等も親が持っているものをお
互いに譲り合わせて使っているようです。
意欲等もありますので、何ら問題はないかと思われま。

15番 落司委員 | 受付番号315号と316号の借り人の K・K さんでございますけれども、この方も大々的にやっつけいらっしやいまして、大根占から田代辺りの畑を借りていらっしやいまして、従業員と言いますか、雇用の方々が5人位いて、年間600日以上使っつけいらっしやるようです。農業機械等も十分に揃っつけいらっしやいますので、何ら問題はないかと思われます。 以上で終わります。

議 長 | ありがとうございます。
次の受付番号317号から322号についてを、19番徳永委員、お願いいたします。

19番 徳永委員 | はい。
受付番号317号から320号までの貸し人の M・S さんの土地は、現在借りてる方が、農業をやめるということで、急きょ合意解約して、後任を探すという格好の内容でした。
317号の I さんから、K さん、森 M さんのこの3人については、M さんの田んぼの隣を作っつけられる、耕作してられる方です。
前の方と合意解約をした後、すぐにこの3人に話しをしまして、隣りだから作りましようということで、契約が成立したものです。

19番 徳永委員 | 317号の I さんは、牛を飼っつけられますので、飼料をこの田んぼで作りたいという意向です。自分のところもしっかりと管理をされております。

19番 徳永委員 | 318号の K さんは、ちょっと年は取っつけておりますが、米、裏作として玉ねぎ等を考っつけられるようです。
この方も、自分の田んぼ、畑はしっかりと管理をされております。

19番 徳永委員 | 319号の M さんも米の後、じゃがいも又は人参のどちらかを作りたいという意向です。

19番 徳永委員 | 受付番号320号の土地は、借り人の T さんの土地を通っつけ行く場所になりますので、この T さんが適当ということで話がつきました。
T さんも畜産を主体にした認定農家でもあり、自分の土地、借りてる土地もしっかりと管理されていっつけ、問題ないと思っつけます。

19番 徳永委員 | 受付番号321号、322号の I さんの土地ですが、場所は大根占の街中です。
これも、たまたま A さんのお友達がこの土地を借りて作っつけられたんですが、手を引くということで、A さんに話があっつけ、交渉を進めたものです。
A・H さんも露地野菜を中心に神川水田等を使っつけ、手広くされております。若くっつけ、まだ意欲のある方です。
小作料金等は、全て、前の方と同じ金額ということで話がついっつけております。
よろしくおっつけお願いいたします。

議 長 | ありがとうございます。
ただ今、受付番号309号から322号について、それぞれの担当委員から調査報告があっつけましたが、質問、異議等はございませんか。

1番 近川委員 | はい。
小作料については、面積で決めていっつけるんですか。少しずつ違っつけようですが。

19番 徳永委員 | 私のところですか。

1番 近川委員 | はい。

19番 徳永委員 | 田んぼは、1反が1万円、ただ、319号については神川地区では一番条件の良い場所
で、反の1万5千円ということに相場があっつけているもんですから、500円の問題で
ちょっともめたんですが、これで行くということになりまして、ここは反の1万5千円
です。
それから320号の畑は、反の7千円なんですけれども、高土手で、場所が悪いといっつけ
ことで、2千円切っつけ、反の5千円になっております。

議 長 | 他にありませんか。

委 員 | (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号309号から322号についてを採決します。

お諮りします。議案第46号のうち、受付番号309号から322号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号309号から322号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号323号から336号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号323号から336号について、説明いたします。

事務局 まず、受付番号323号から326号の貸し人は T・S さん、 S 自治会の方です。申請地は、

323号が、田代麓字新田5067番1、現況地目は田、地積は、968㎡

324号が、田代麓字新田5068番6、現況地目は田、地積は、655㎡

325号が、田代麓字新田5068番9、現況地目は田、地積は、1,150㎡

326号が、田代麓字新田5068番10、現況地目は田、地積は、1,634㎡で、4筆の合計は、4,407㎡となります。

貸付期間は、平成26年3月1日から平成36年12月14日まで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、 K・S さん、 U 自治会の方です。経営状況は、世帯員1、従事者1、自作地6,788㎡で、生産牛を主体にした経営をされています。

農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、軽トラ、トラクター、下刈り機がそれぞれ1台となっています。

担当調査委員は、20番の基委員です。

事務局 次の、受付番号327号から329号の貸し人は、 O・S さん、 O 自治会の方です。

申請地は、

327号が、馬場字ホケノ頭6140番1、現況地目は畑、地積は、6,237㎡

328号が、馬場字ホケノ頭6121番、現況地目は畑、地積は、2,373㎡

329号が、馬場字大畑6172番、現況地目は畑、地積は、6,040㎡で、3筆の合計は、14,650㎡となります。

貸付期間は、平成26年3月1日から平成29年2月28日まで、小作料は、全部で14万6千円となっています。

借り人は、 M・S さん、 S 自治会の方です。経営状況は、世帯員4、従事者1、自作地7,911㎡、小作地5,976㎡で、野菜を主体にした経営をされています。

農業従事日数は280日、農業機械に関する記載はありませんが、父親の W さんが、所有する機械を利用しているようです。

担当調査委員は、21番の基委員です。

事務局 次の、受付番号330号の貸し人は、 O・M さん、 O 在住の方です。

申請地は、

城元字横松5532番1、現況地目は畑、地積は、3,006㎡です。

貸付期間は、平成26年3月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、2万1千円となっています。

借り人は、 N・K さん、 K 自治会の方です。経営状況は、世帯員3、従事者3、自作地38,177㎡、小作地9,070㎡で、米、野菜を主体にした経営をされています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクターが2台と田植機、コンバインがそれぞれ1台となっています。

- 事務局 | 次の、受付番号331号の貸し人は、 S・M さん、 D 自治会の方です。
申請地は、
城元字菖蒲ヶ迫4285番1、現況地目は畑、地積は、11, 356㎡のうち
1, 500㎡です。
貸付期間は、平成26年3月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、1万円
となっています。
借り人は、 N・M さんで、経営状況等につきましては、受付番号330号で説明し
たとおりであります。
- 事務局 | 次の、受付番号332号の貸し人は、 S・M さん、 I 自治会の方です。
申請地は、
馬場字堀ノ内5743番2、現況地目は畑、地積は、2, 794㎡です。
貸付期間は、平成26年3月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、
2万2千円となっています。
借り人は、 S・K さん、 K 自治会の方です。経営状況は、世帯員4、従事者
3、雇用が3人で250日、自作地13, 105㎡、小作地76, 543㎡で、甘しょを
主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクターが4台、掘り取り機が3
台、軽トラが2台、ダンプが1台となっています。
- 事務局 | 次の、受付番号333号と334号の貸し人は、 N・N さん、 B 自治会の方
です。
申請地は、
333号が、馬場字下ノ船5988番、現況地目は畑、地積は、4, 885㎡
334号が、馬場字下ノ船5997番1、現況地目は畑、地積は、2, 983㎡ で、
2筆の合計は、7, 868㎡となります。
貸付期間は、平成26年3月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、
全部で 5万5千円となっています。
借り人は、 S・K さんで、経営状況等につきましては、受付番号332号で説明し
たとおりであります。
- 事務局 | 次の、受付番号335号の貸し人は、 K・F さん、 K 市在住の方です。
申請地は、
城元字菖蒲ヶ迫4287番1、現況地目は畑、地積は、2, 451㎡です。
貸付期間は、平成26年3月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、
2万4千円となっています。
借り人は、 K・T さん、 K 自治会の方です。経営規模は、世帯員5、従事者
2、雇用が4人で170日、自作地40, 700㎡、小作地21, 479㎡で、たばこ、
大根、甘しょを主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラがそれぞれ4台
と、AP-1が3台、2トントラックが2台となっています。
- 事務局 | 次の、受付番号336号の貸し人は、 O・M さん、 K 自治会の方です。
申請地は、
城元字佐牟田5122番1、現況地目は畑、地積は、5, 127㎡です。
貸付期間は、平成26年3月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、
3万4千円となっています。
借り人は、 Y・Y さん、 Y 自治会の方です。経営規模は、世帯員4、従事者
2、雇用が400日、自作地23, 971㎡、小作地25, 161㎡で、たばこ、大根を
主体にした経営をされています。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラがそれぞれ3台
の他、ダンプ、管理機、ショベルがそれぞれ1台となっています。
続けて説明いたしましたが、受付番号330号から336号までの担当調査員は、
18番の安水委員です。

事務局 | ただ今説明しました内の、受付番号327号から336号につきましては、すべて、耕作放棄地解消推進事業による利用権の移動であります。

なお、受付番号330号、331号の借り人である N・K さんと受付番号333号、334号の貸し人である N・N さんは、親子でありまして、同一経営でありますので、経営農地の権利移動のあり方としては、矛盾しているわけですが、まず、N さん所有の下ノ船の農地につきましては、N さんの通作環境から見ても飛び地的な位置にあることと、現状は奥の方が低くなっている傾斜地で複数枚のほ場からなっており、ここ数年は、耕作されていないとのことであります。

今回、S・K さんから耕作しないのであれば貸してほしい旨の申し出があり、耕作放棄地解消推進事業で整備して、利用権設定することになったものです。S さんは、周辺に経営農地を所有されていることから、農地管理の面からみて、利用条件が良いとのことであります。

一方、N・K さんも、耕作条件の良い所があれば、借りたいという意向を持っておられて、自分が耕作している畑の近くを物色されていたようでありまして、今回の2箇所を利用権設定することになったものです。

平成26年度からの取り組みとして、法整備がなされてきております農地中間刈機構事業においても担い手農家への農地集積と集約化を支援するとなっており、今後、集積、集約化が進められていくものと思われま。

今後において、あっせん申し出等があった場合には、集積、集約化が図られるような所有権、利用権の調整も必要ではないかと思うところです。

ただ、今回の案件は、所有地を貸して、他のところを借りるという内容ですので、少し気にはなりますが、委員の皆さんの忌憚のない意見をお願いします。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。

まず、受付番号323号から326号についてを、20番基委員、お願いいたします。

20番
基委員

はい、ご報告いたします。

この田んぼは、非常に良い田んぼでございまして、面積も広いですけれども、使用貸借ということで、小作料は発生しないことになっておりますけれども、この田んぼは、以前、利用権設定をしないまま5・6人の方が作っていたところで、前の方々も小作料は払っておりませんでした。

この借り手の K・S さんは、牛を7頭飼っていて、44歳で、まだ独身です。

そういうことで、新規ではございますけれども、意欲があり、これからが楽しみであります。以上です。

議長

ありがとうございました。

次の、受付番号327号から329号についてを、2番鈴委員、お願いいたします。

2番
鈴委員

はい。

これはですね、大久保の土地でございまして、前々からもったいないなあ、といいながらも、なかなか他人に貸したがるなくてですね、耕作放棄地になっていら土地でございませ。

この O・S さんの息子さんの嫁さんと M・S さんのお母さんが姉妹ということで、親戚関係ということで話がまとまったところでございまして、M・S さんは、今、21歳で、親父と一緒に仕事をしております。

まだ、爺さん、婆さんも元気で仕事をしておられまして、農機具等に記載はございませんけれども、全て親父が持っているような状況でございまして、何ら問題はないと思われま。

終わります。

議長

ありがとうございました。

次の、受付番号330号から336号についてを、18番安水委員、お願いいたします。

18番
安水委員

はい。

先ほど事務局長からも報告があったとおりでんすけれども、まず、耕作放棄地解消事業に伴う事業で、今、鈴 さんの方も説明があったんだけど、大久保の M・S さんの方もなんですけど、兄弟での貸し借りの中の公的資金を使った解消事業ということで、皆さんもやっぱり考える所があるんじゃないかと思ひます。

18番 安水委員 | それと、 N・K さんの方にしましても場所的には、1ヶ所は、池田の中原の上ですね。それとあと1ヶ所は、中野の方です。段乗り場という中央線からの入り口のところで

18番 安水委員 | それと、 S・K さんのところは、 S・T さんのブロイラーの後ろの方なんです。

そういうことで、耕作放棄地解消事業で上がってきて、たぶん耕作放棄地事業関係をされる方が、農業委員会の方に確認を取っていただければ、こういう難しいときに出て来るとは思わなかったんですけども、一緒に出てきたということで、皆さんにも、今後の事業の在り方として考えてもらいたいと思います。

18番 安水委員 | K・T さんの方も N・K さんの段乗り場近くの畑です。

18番 安水委員 | Y・Y さんの方は、池田から大久保の方へ行った道路の途中の山林の中にありまして、荒れてたんですけども、今回、木が切れたということで、明るくなって、耕作できるような畑になったということで、お願いがありましたので、そこを交渉してもらおうということで、また出向きました。

もう一度言いますが、良くもんでもらいたいと思います。
よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、受付番号323号から336号について、それぞれの担当委員から調査報告がありました。質問、異議等はございませんか。

2番 鈴委員 | この下ノ船ち、どこけ。

18番 安水委員 | S・T さんのブロイラー鶏舎の後ろの方。

2番 鈴委員 | あつちに、信夫 さんがとがあつたけ。

18番 安水委員 | N さんがとが、4枚ばっかいあつけ、からいもを作ってそのままなつちよつとを。鶏舎のちょうど裏側で、下ん方は杉山の際がずつといっちょいわけ。

2番 鈴委員 | わっぜえとこいやらいね。

18番 安水委員 | からいもを植えちよつて、ビニールを張つて、そのままうつちちよつてを、荒けちよつたもんじゃつじ。

そいで、そこを今度、荒廃農地があつちちいこと、 S・K さんが相談に行ったや、始まったたいば、その後に、 N・K さんの案件が出てきたもんじゃつて……。前、田代であった1件は、ちよつと、ま、被つちよつたたいばつね、ち思つて相談したとこいやつたたいば。。。。。

議 長

他にありませんか。

4番 木原委員 | 1点だけ。
N・K さんの関係で、ちよつと際どい話を聞きますが、小作が、今9反ばっかいあつて、また、増えたわけでしょ。
小作料の滞納みたいなのはどうやつとけ。

18番 安水委員 | 聞いてます。
T とかあの辺のやつがなんかあるみたいなことは聞いておるんですが。

4番 木原委員 | ま、気をつけてやった方が良いのではないかと、職務柄、気をつけちよいやつた方が良いのではないかと思いますので。

17番 寺田委員 | 大事なこつじゃじやなあ。
S さんから入つてきたとで、払えば。。。

4番 木原委員 | ま、そいが出くれば、そいに越したことはないですけど。

18番 安水委員 責任逃れじゃ無かたっどん、耕作放棄地解消事業をする段階になったからと相談してもらえれば。こういうことで、こう言う話があるが、と言われれば、説明ができるんですけども。
事業自体が先に進んでいるというか、計画自体が進んでいるからですね、後から来ているものですか。
委員会の中でもんでもらうしかないと思うんですけど・・・。

議 長

いいですか。
先ほども説明があったんですが、今回の耕作放棄地解消事業について、例えば、我がものを荒かして、他人のものを借りてという、そんなところの点は、この会の中では何もまんでも良かとけな。

4番 木原委員

この件についてはを、前、田代の関係もあって認めているから、そんなに私は言えないんだけど、おかしいと言えば、おかしいば、仕様がねとをな。一度認めちゃって、こいばっかい認めんち言う訳にはいかんしを。
ただ、小作料がいけんかなあ、ち思って。
前、私が局長をする頃、県から反当り何万円か交付金がもらえて、Nさんが相当借りて、そんお金ばっかい貰って、小作料を払わんかったもんだから、それが滞納になっちゃとこいじゃつち知ってたから。

2番 鈴委員

今は、親父さんもだれっせえ、前面には出て来やれんし、今は、息子さんが一所懸命頑張っちゃいやってを、何とか、改善していくんじゃないですか。
木原委員が言われるようなことはわからんでもないですけども、まだ若けで、頑張っちゃ思もで、前向きに考えつくれた方が、良かとじゃねどかい。

8番 鍋委員

違法はないという、そういう風なことはしないというような、ある程度、農業委員の中で説明とかして、了解を求めたうえで、事を進めないで。
例えば、私のときにも出ましたように、若いときに後継者もいたり、なしたりする時にですよ、そういう風なのがあったら、後には絶対認めませんよ、ち言うことになればヤミちいうような形しかなくなるし、ちょっと、やっばい、そういうところは考慮してあげた方が良いんじゃないのかなあちいう気がします。

議 長

やっぱり、担当調査委員が、問題ありません、ち言うわけだから、一応、放棄地になつてるわけやっで、農業委員が指導をするというような形にして、これを進めて行ってもらわんな、やっばい、問題ありません、は言うわけやっどが。
一言は、言うた方が良かかもなあ。

18番 安水委員

実際の場合やれば、こういう事業にのってこんたれば、ヤミで借りてせんか、ち言うちよいわけをなあ。利用権設定をせん方が良かわねどかいち言うとをな。
本当は、言うてはいかんたろうばつを、農業委員としては言うてはいかんたろうばつ、そういう状況の中では、できたらもう、ヤミの方が良かた違どかいち言うんですけど。
ま、今回の場合は、こうやって事業にのってきた案件ですから仕方がない、どうしても事業を先に進めるということになると思うんですよ。

2番 鈴委員

産業振興課の S さんけ、S・M さんのこれなんか、一応、電話が来て、誰かに貸して良かけち、話しをしっくいやったたっど。

18番 安水委員

私も他の人の名前も聞いてたんですけど、蓋を開けたら K さんちいうこちなつてたからですね。それは知らなかったんですけど。

6番 黒瀬委員

ひとつ、聞きたいんですけど。
自分で耕作してる。自分でしっかり管理して、きれいにされてるんですか。

18番 安水委員

はい。
1ヶ所、T が荒れているというのは聞いたんですけど。

6番 黒瀬委員

いや、私のなんだけど、大根を作らせちよつたっどん、全然引いてないわけをな。
どっか8反位。

18番 安水委員

これは、S さんが代わりに・・・。

6番 黒瀬委員 | もう、我がでは引かんち。

16番 畠中委員 | S さんに売ったていう話のどこいじゃねとな。

6番 黒瀬委員 | もう、引かんち言うっせえ、電話が来たもんだから。引かんち言うっせえに、うったって見たなら良か大根な入っちよらんかったちって、そして、もう引かんち言うごったや最後には引いたけどな。

2番 鈴委員 | 耕作放棄地解消事業は、良か事業やっど、今ずい困っちよったとが、藪にならんじ、イノシシも出らんごっないし、笹原やってん、1ヶ所したたっどんから、一番真ん中けシキミを植えっせえ、藪んなけっせえ、ふて目おちよったとこいが、今きれいになったなら、良か風になったがを。
とにかく放棄地で藪んなつとが、今、一番のさんわけやっでを、やっばい前向きにやっで行った方が良いんじゃないですか、いろいろあつどば。

18番 安水委員 | 今後ですね、S さんにもちよつと語ったんですけど、できたら農業委員さんにも確認をしてくださいというのは、お願いしたいんですけど。

2番 鈴委員 | 産業振興課の事業をする人達との連絡は取り合った方が良かちな思わいな。あの人達がきばつくるいこちや良かつこじやいばってんを。

18番 安水委員 | 本当に、頑張ってもろた良かこっじやいばつな。

議 長 | この件については、担当調査委員の方から、農業委員会でこういうことがありましたと
いうことを申し伝えるなり、連絡を取ってください。
この事業には、載せんないかんで。

議 長 | 他にありませんか。

16番 畠中委員 | 良いですか。
この事業というのは、前から田代からやってきてるんですけど、田代と同じ事業なんで
すか。

事務局 | 一緒です。

16番 畠中委員 | だけど、お金の払出し、個人負担が田代はなかったて言う話を聞くんですけど。

18番 安水委員 | 一緒で、後は集積関係等がありますので、そこの違いはあります。

16番 畠中委員 | 15%の負担があるとか。

18番 安水委員 | ありますよ。

16番 畠中委員 | 田代もあつたわけ。

18番 安水委員 | 元々あつたんです。

3番 東郷委員 | 面積とか、場所でな。あつたい、ねかつたい。

18番 安水委員 | 元々あつたんです。

事務局 | 面積に対する事業費に上限があつて、それを超えれば負担が出てきます。
面積、事業費規模によって違つてきます。

議 長 | 他にありませんか。

委 員 | (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号323号から336号についてを採決します。

お諮りします。議案第46号のうち、受付番号323号から336号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号323号から336号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 N 委員の退室を求めます。 (N 委員=退室)

次に「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号337号から340号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号337号から340号について、説明いたします。

事務局 受付番号337号から340号の貸し人は、K・Fさん、K市在住の方です。申請地は、337号が、田代川原字大迫ノ上5763番1、現況地目は田、地積は、1,444㎡、338号が、田代川原字大迫ノ上5763番2、現況地目は田、地積は、774㎡、339号が、田代川原字大迫ノ上5763番3、現況地目は田、地積は、997㎡、340号が、田代川原字大迫ノ上5763番4、現況地目は田、地積は、562㎡で、4筆の合計は、3,777㎡となります。

貸付期間は、平成26年2月20日から平成36年12月14日まで、小作料は、全部で粳4俵となっています。

借り人は、N・Kさん、H自治会の方です。経営状況は、世帯員2、従事者2、雇用が3人で90日、自作地7,729㎡、小作地31,791㎡で、生産牛、飼料生産、水稻、園芸を主体にした経営をされています。

農業従事日数は、300日、農業機械の所有状況は、トラクターが2台の他、コンバイン、田植え機、管理機、モアがそれぞれ1台となっています。

担当調査員は、1番の近川委員です。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号337号から340号についてを、1番近川委員、お願いいたします。

1番近川委員 337号から340号の借り人は、N・Kさんでございます。

ただ今、説明がございましたとおり、農業委員でもございまして、農地そのものも十分な管理がされており、意欲と能力も十分持っております。

なんら問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただ今、受付番号337号から340号について、担当調査委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

15番落司委員 こん粳は、30キロな。

1番近川委員 30キロです。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号337号から340号についてを採決します。
お諮りします。議案第46号のうち受付番号337号から340号については、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号337号から340号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 N 委員の入室を許します。(N 委員=入室)

続いて、〇〇番 K 委員の退室を求めます。(K 委員=退室)

次に「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号341号についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号341号について、説明いたします。

受付番号341号の貸し人は、K・Mさん、S自治会の方です。
申請地は、
神川字才原6368番1、現況地目は畑、地積は、9,164㎡のうち6,000㎡です。
貸付期間は、平成26年2月20日から平成28年12月14日まで、小作料は、10アール当たり1万5千円となっています。
借り人は、K・Rさん、S自治会の方です。K・Rさんは、K・Tさんの息子さんで、後継者として新規就農されたところでありまして、今回、独立して、甘しょを主体にした経営を開始されるものであります。経営状況は、世帯員1、従事者1で、現在は、耕作農地はありません。
農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクターが3台、軽トラック、2トントラックがそれぞれ2台、タイヤショベルが1台となっていますが、農業機械については、親が所有しているものを使用するものと思われます。
担当調査員は、11番の宿利原委員です。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、調査報告につきましては、11番の宿利原がいたします。

11番宿利原委員 今、説明がありましたとおり、K・RさんはTさんの二男坊で、後継者として農作業に従事しております。
今まで、父親のTさんの方の手伝いをしておりましたが、今度は、自分でかんしょを作るということで、意欲と能力も十分持っておりますので、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 以上で、調査報告を終わりますが、質問、異議等はございませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち受付番号341号についてを採決します。
お諮りします。議案第46号のうち受付番号341号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第46号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号341号については、原案のとおり許可することに決定しました。

ここで、〇〇番 K 委員の入室を許します。 (K 委員=入室)

次に「議案第47号 非農地証明願について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第47号 非農地証明願について」説明いたします。

事務局 資料は、本日の総会資料の55ページになります。
受付番号6号の申請人は、Oさん、O自治会に拠点を置く事業体です。
申請地は、
1件目が、神川字西大塚9444番13、地籍は、1,090㎡で、地目は、台帳では田となっていますが、現況は雑種地であり、Kに給水するための貯水槽が設置されています。
2件目は、神川字西大塚9444番15、地籍は、1,289㎡で、地目は、台帳では畑となっていますが、現況は山林であります。
会務報告でも報告しましたとおり、17日に立ち合いを求め、現地の確認を行う予定でしたが、都合が悪いとのことで13日に事務局職員2名で、現地に出向き、土地の状況についての説明を受けました。
これら2筆の土地については、既に売買されていたが、名義変更がなされていない事が今回の地籍調査でわかり、名義の変更を急ぎたい意向があるようでした。
17日に宿利原会長と調査委員の黒瀬さん、事務局職員2名で現地を確認し、13日に説明を受けた内容を伝えたところであります。
調査報告につきましては、6番の黒瀬委員をお願いします。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の調査報告をお願いいたします。
受付番号6号について、6番黒瀬委員、お願いいたします。

6番黒瀬委員 はい、報告いたします。
ただ今、事務局から説明があったとおりでございます。17日に現地の確認をいたしました。
現地の状況等につきましては、今、詳しく説明があったとおりでございます。
両側を山に挟まれた谷川沿いであって、日照時間も短く、作物を作るにはかなり厳しい条件のところでもあります。
手前の田んぼのところは、貯水槽がある関係で草刈等の管理はされておりますが、奥の方の畑については、雑木が茂っていて、農地への復旧は困難であると思われることから、非農地として認めざるを得ないとしたものでございます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、質問、異議等はございませんか。

15番落司委員 大尾かい下りったとこいと、中原かい上がるとこいの、あしこけ。
一番下ん、谷になったとこいの。こっちかい行けば右手側の。

6番 黒瀬委員 じゃっどな。
タンクなどがあつとこいの、元の旧道のカーブんとこい。

2番 鈴委員 さいは、何で K が持ちちよったとけ。

事務局 聞いたところによると、経緯はわかりませんが、買われたんだそうです。
買った時から耕作はしてなかったということです。
その後、K が貯水槽を作るということで、売られたとのことで、転用とかの経緯についてはわかりません。

6番 黒瀬委員 元々は、やっぱい、水関係のあれじゃなかったのかなあ。

13番 鮫島委員 水利権ぬ押さえちよって、上せえ上ぐつとこいじゃなかったたろかい。

6番 黒瀬委員 じゃったたいかも。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「ありません」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第47号 非農地証明願について」を採決します。
お諮りします。議案第47号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがいまして、「議案第47号 非農地証明願について」原案のとおり証明することに決定しました。

事務局 次に「議案第48号 錦江町農業委員会に対する事務委任規則の一部改正について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第48号 錦江町農業委員会に対する事務委任規則の一部改正について」説明いたします。

事務局 別途配布の資料をご覧ください。
この「錦江町農業委員会に対する事務委任規則」につきましましては、平成25年2月14日付で、規則制定に係る協議を求められ、2月の定例総会において、協議し、原案のとおり承認することとしたものですが、
農地法第4条に基づく農地転用の許可の事務について、同法第49条の規定による立ち入り調査の権限が漏れていたため、一部改正の協議を求められたものです。
錦江町農業委員会に対する事務委任規則の第8号中「第3号」を「第1号、第3号」に改めるものです。以上です。

議長 只今、議案第48号について、事務局から説明がありましたが、この件について質問、異議等はございませんか。

事務局 いいですか。
第8号というのが、事務委任を受けている、立ち入り調査ができる案件というのを示しているんですが、それが、第3号からということは、第4条第5項の規定による国等の行う農地の転用の協議、からしか入っていないので、一般的に出される農地法第4条第1項のですね、許可申請に対するものも立ち入り調査の委任を受けるということで、それが、漏れているから今回入れるということです。
1 ござをですね。普通に4条申請のあった分の立ち入り調査というのが抜けているということです。

議長 よろしいですか。

委員 (委員の中から「はい」の声)

議長 異議なしと認めます。「議案第48号 錦江町農業委員会に対する事務委任規則の一部改正について」を採決します。
お諮りします。 議案第48号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第48号 錦江町農業委員会に対する事務委任規則の一部改正について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

以上で平成25年度第11回錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

議長
(会長)

6番

7番

議事録調整者 折久木まり子